

昭和三十三年十二月二十二日招集  
館山市議會第四回定例会之議錄



昭和三十三年館山市議會才四回定例会之議錄

一、昭和三十三年十二月二十二日午前十時館山市議會才四回定例会を館山市役所分館會議室に招集

出席議員數(三十三名)

- 一 番 石井 潔 二 番 望月 暉作
- 三 番 小沢 太助 四 番 脇田 順一
- 六 番 山 本 昇 七 番 遠山 三木子
- 八 番 田 村 喜兵衛 九 番 後 藤 四三
- 一〇番 山 口 秀治 一一番 佐久間 為次郎
- 一二番 小 坂 光 義 一三番 中 村 良五
- 一四番 大 野 清五郎 一五番 磯 辺 周 雄
- 一六番 鈴 木 孝 一七番 小 沢 惠 太郎
- 一八番 鈴 木 市 藏 一九番 小 谷 豊 達
- 二〇番 田 中 祿 郎 二一番 吉 田 勇 若 郎

二二番 金木久一 二三番 飯田義男

二四番 私山万次 二五番 荻生田七郎

二六番 田中忠藏 二七番 黒川佐太郎

二九番 松本藤太郎 三〇番 安西政治

三一番 山口康 三二番 嶋貫壯作

三三番 可世木芳藏 三四番 高橋文治

三五番 嶋田繁

一欠席議員數

一

一法才二百二十一条による出席説明員

市長 田村利男

助役 小出武男

總務課長 兒戸貴

建設課長 新井重助

保険課長

唐沢貞太郎

高三水産課長

羽山房雄

収入役代理

眞田森吉

送管書記長

渡辺 英

農産統計課長

吉田耕一

秘書課長

山谷潤祖

福祉事務所長

長谷川広治

厚生課長

神作啓次郎

戸籍課長

高木哲三

税務才一課長

山口 実

税務才二課長

伊藤幸太郎

診療所事務長

池田亮山

消防署長

安藤龜吉

教 育 長

工藤和平

教 委 庶 務 課 長 鴉 沢 實 寛

監 査 委 員 岡 武 夫

一 本 議 会 の 事 務 司 長 書 記 お よ び 職 員

事 務 司 長 高 梨 清 一

書 記 太 田 博 澄

職 員 山 口 晴 之

一 昭 和 三 十 三 年 才 四 回 錫 山 市 議 会 定 例 全 議 事 日 程

昭 和 三 十 三 年 十 二 月 二 十 二 日 午 前 十 時 開 議

報 告 才 一 八 号 昭 和 三 十 三 年 度 九 月 例 月 檢 査 報 告

・ 才 一 九 号 十 月 例 月 檢 査 報 告

・ 才 二 〇 号 十 二 月 例 月 檢 査 報 告

・ 才 二 一 号 十 二 月 例 月 檢 査 報 告

報 告 才 二 二 号 有 防 車 庫 等 の 購 入 に 関 する 專 決 処 分 に 関 する

・ 才 二 三 号 消 防 車 庫 等 の 購 入 に 関 する 專 決 処 分 に 関 する 報 告

日 程 才 一

日誌才二

報告才二四号 大神宮用排水路改修事業資材購入に關する専決

処分に關する報告

才二五号

藤原用排水路改修事業資材購入に關する専決処分  
に關する報告

才二六号

杉形小学校の舎政築工事請負契約の締結に關する  
専決処分を關する報告

認定才一号

昭和三十三年度鎌山市一般會計才入才出決算

日誌才三

才二号

特別會計公益質屋才入才出決算

才三号

特別會計國民健康保險才入才出決算

陳情書

(才二甲學校科學館建設に關して)撤回

(豊房中學校教室増築に關して)

(農協今館建設に關して)撤回

(西岬簡易水道に關して)

日誌才四

請願書

(神戸支名地区道路改修に關して)

請願書 (オ四中学校特別教室建設方について)

日程才五 送奉管理委員並に補充員送奉について

日程才六 議案才六〇号 倉庫及びブロック塀の寄附收受について

日程才七 才六一号 工地の賃付について

日程才八 才六二号 館山市国民健康保険豊房診療所使用料条例の一部を改正するについて

日程才九 才六三号 館山市婦人會館使用条例制定について

日程才一〇 才六四号 部課設置条例の一部を改正するについて

才七〇号 議案委員令条例の一部を改正するについて

才六五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に

日程才一一 才六六号 関する条例の一部を改正するについて

才六六号 館山市職員給与条例の一部を改正するについて

日程才一二 才六七号 館山市立館山高専学校と舎増築工事請負契

約の締結について

日程才一三

議案才六八号 昭和三十三年度館山市特別会計国庫健康保健

才八才出進和予算.

才六九号 昭和三十三年度館山市才八才出進和更正予算.

一本日の全議に付した事件.

議事日程に同じ

議長(石井 翠君)出席議員数三十一名とれより才四回市議

会定例今を閉会いたします

議長(石井 翠君)本定例会今の議案説明、為田村市長、小

出駒送、克戸課長、唐沢課長、羽山課長、貞六田

收入役代理、渡辺書記長、新井課長、吉田課長

山谷課長、長谷川所長、神作課長、高木課長、

山口課長、伊藤課長、池田事務長、安藤署長、

工藤教育長、鶴沢課長、園監査委員、以上の出席を求めましたので報告いたします。

議長(石井 梨君) ついで今議録署名員の決定を行います。

お諮りいたします。署名員の決定は従来例に例いまして議長の指名により決定いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君) ご異議なしと認めます。

よって三番議員小沢太助君、六番議員山本昇君以上ご両君に決定いたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君) ご異議なしと認めます。

よって決定いたしました。

議長(石井 潔君)いまつづいて今期の決定を行います。  
本定例今の今期に つまみして議今運営協議今の  
意見は本日一日ということでありませぬ。

お諾りいたします。今期は議今運営協議今の通  
り一目と決定することにて異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)ご異議なしと認めます。

よって今期は一日と決定いたしました。

議長(石井 潔君)議案を配布いたします。

(議案 配布)

議長(石井 潔君)議案の配布漏れはございませんか。

本日の議事はお手許の日程表により遂次上程  
いたします。

○議長(石井 梨君) 日程才一報告才一八号一九号ニ〇号二一号

と一括上程いたします。

(書記朗読)

報告才一八号 昭和三十三年九月例月検査報告

、才一九号 昭和三十三年度十月例月検査報告

・才ニ〇号 昭和三十三年度十一月例月検査報告

・才ニ一号 昭和三十三年度十二月例月検査報告

(関武天君登壇)

○監査委員(関武天君) 報告才一九号について説明いたします。

一般会計において市税の収入状況は本年九月末  
までの五千九百十四万余入、ておりますがこの内  
理年度が五千六百九十九万三千二百七十五円にて調  
定額に対して八一・九%ひす。

繰越分が二百十五万九千五百九十九円であり、調定に対し  
て百八・八％であります。

合計いたしまして徴収率は六三・九％であります。

これを前年と比較してみますと現年度が八一・一％  
繰越分が十三・二％合計で六〇・一％であり、本年の分  
が若干合計は上回っており、なお市税の  
収入未済額が八千七百三十九万余り滞納されて  
おります。この内納期のこないものを差引ますと  
すと正味滞納額は約三千四百九十万円でございます。

特別会計の国民健康保険につきまして説明いたし  
ます。

事業勘定につきまして保険料の収入額が九月末で  
八百十三万余り入っております。現年度につきま

ては七百八十九万四千四百二十四円でありまして徴  
収率は三、九%です。繰越金は二十三万七千三百三十  
七円でして徴収率は三、三%で合計しての徴収率は  
二五、四%でした。これを前年度と比較いたしますと  
三十二年度現年度徴収率は二十八、六% 繰越金は  
三、二%合計で三十三、五%でして保険料も昨年より  
若干上回つて徴収率でした。

保険料の収入未済額は二千三百九十三万七千七十一  
円ですが納期のないものを差引きますと正味  
滞納額は約一千四百四十万です。

一か一これは九月末下度納期がきたのがありま  
して翌月に相当入つておるので實際の滞納額は九  
百万円がなにかける位と思います。

報告十九号を終りまして二〇号の十一月検査を

いたしましてその表によつてご了承いた  
さいと思ひます。

二一号によつて御説明申上げます。

十一月末現在ですが一般会計におきまして市税の  
収入未済額が七千四百七十九円です。この内納期の  
こないものを差引きますと正味滞納額は約三千  
二百四十九円です。

市税の徴収率をみますと十一月末まで七千三百三十  
九円四角入つておりますがこの内前年度につい  
ては八五・五%繰越金によつては一五・八%  
合計いたしまして六九・〇%です。前年度との十  
一月末は現年度におきまして八四・二%繰越金に  
おきまして二二・二%合計六六・九%ですので前年度  
より若干徴収率がふえております。

以上で報告書の説明を終りたいと思ひますが、  
 こで四ヶ月分を通りて報告しておきたい事がございます。

庁舎の敷地の問題ですが、承知の通り予算にお  
 ままにて敷地代として四百四十万、移転補償料  
 が二百二十万、休業補償料が九十万円、合計七百五  
 十万円でした。十一月におきまして最後の二百  
 九十万円を支払ひまして全額支払済となつてお  
 ります。十一月二十九日に所有権の移転登記が  
 完了いたしました。二筆になつておりまして合計  
 二千百三十三、四坪でございます。

以上で例月検査の報告を終ります。

議長石井 潔君 本報告に對してご質疑等ござい  
 ませんか。

○二九番(松本藤太郎君)滞納額が三千二百万ということで  
すがこの中には實際徴収できない、全然徴収の見  
込みのないものも計上されていやーないかと私は思  
いますすがどの位あるかお調べねかいたいと思いま  
す。

○監査委員(岡武天君)この点につきまーては私共も含  
まれていやーないかとたえず思っておりすが  
税務ニ課できれないものは欠損処分してありま  
す。具体的な数字はちよ、とわかりかねますので  
主管課長におねがいします。

○二九番(松本藤太郎君)課長さんにおき、ーなくてよろ  
しいんぢすが監査委員で滞納額の数字ばかり  
にげておかないで茨山ある滞納額に対して  
どうしてとれないかどんな方法でとるかを考

えとれないものは、欠損処分——あまり滞納頭を  
多く上げない方がいい、んではないか、とれないも  
のには仕方がないと思います。

七番(遠山ヨネ子君) 庁舎建設についてですが、建設委  
員会の方はどんな仔細でおこなうか、来年度の予  
算に對する考えがあるようですが、今でなくて結  
構ですけれど、差一つかえなか、それ庁舎建設に對  
する具体的な説明を——しているのかな、ないとわか  
らないんで、新聞などだけの知識で……。

議長(石井 潔君) 他にどう質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君) どう質疑なしと認めます。

どう承認と認めます。

議長(石井 潔君)つづいて日程オニ報告オニ二号ごい  
ニ六号を一括上程いたします。

(書 記 朗 読)

報告オニ二号 消防車ニヤシーの購入に關する専決処分  
に關する報告

〃 オニ三号 消防車用ポンプの購入に關する専決処分  
に關する報告

〃 オニ四号 大神宮用排水路改修事業資材購入に關  
する専決処分に關する報告

〃 オニ五号 藤東用排水路改修事業資材購入に關する  
専決処分に關する報告

〃 オニ六号 船形小學校々舎改築工事請負契約の締結  
に關する専決処分に關する報告

。総務課長(完 戸 貴君)報告ニ二号ニ三号一括ご説明甲上げます。

餘山市消防団オニ分団では旧式なガソリンポンプ  
 を使用しておりました。が現在發達した市街の火  
 災に當りましては統底旧式では用が足りないとい  
 う見地からなんとかして新式のガソリンポン  
 プを買いたいというのでいろいろ研究したのであ  
 ります。

その結果イスズの百三十馬力ディーゼルも今年の大災期に  
 入らない前に購入したいという強い希望でござ  
 いましてそのでシヤシー車を九月十九日に専決処分を  
 して注文しポンプについては九月五日に専決処  
 分をして購入契約をしてそのでございす。価格  
 はシヤシーが百二十万ポンプが九十八万円でシヤシ  
 ーは千葉イスズ自動車K、K、ポンプは大阪ポンプ  
 工業K、K、でございす。合計二百二十万になります。

このポンプは一切の武装を終りまして十二月十二日に納入されました。

よろしくご承知のほどお願いいたします。

農産統計課長(吉田耕一君)報告オニ四号ならびにニ五号についてご説明いたします。

本年度の小圃地事業が本市におろまされて神戸地域に農道に用水路に合計四ヶ所が農林省の承認を得たのでその内大神宮、藤原、用排水路にござりまして今回農肉期を利用しまして本事業を実施する関係で今回議会の議決に間に合いませんので専決処分をおねがいいたします。

なお入神宮の水路は延長が七百六十藤原は千三百その見当に基きまして有効水路に変えて改修いたします。以上です。

教委庶務課長鶴沢寛賞君(船形小学校の校舎改築工事の  
 請負契約の締結に因する専断処分)の報告は十二月  
 一日に業者を指名いたしまして入札を行いまし、結  
 果最低価格の高橋敏男が落札したわけだ。これ  
 は木造二階建瓦ぶきの建物で延坪数が百六十四、三  
 坪に甲片階段がつきましてこれは三、六坪で合計  
 百六十七、九坪だ。現在の講堂と並びまして東側  
 に位置を決定いたしまして十月十日から差工して  
 おります。危険校舎の周庫補助ひいては単価が  
 二百三十八、三円でございます。

議長石井 梨君)以上で説明を終わります。

本報告案にび質疑等がございますか。

三四番(高橋文治君)報告ニニ号とニ三号についてお尋ね  
 ます。

ニニ号のニヤニ一が百二十ニ万ポニプが九十八万合計  
二百二十万だそうですがこの内国の補助がどの位あ  
るか又地えの負担はどの位かお尋ねします。

○総務課長(兎戸貴君)このポニプについては補助金をい  
ろいろ構想した<sup>の</sup>が補助の対照にはなりません。

地え負担金として二分の一でございます。

○三四番(高橋文治君)消防ポニプを購入するに當つて地  
えが半分負担ということとは地えによつてはなかに  
なかに負担してもらえない。本当に使えない老舎なポ  
ニプを持つておつても地えの負担が多いために購  
入することが出来ないと考えます。そういう場合  
市としてはなんとかの地えの負担をもつと軽減し  
てやる意志があるかこの点をお尋ねします。

○総務課長(兎戸貴君)ども、ともなにお仰せでございます。

消防は現在公設でございますので本来ならば全  
 額市で負担するのが正しいのですが各地で消防  
 車購入については鶴山市は地元の負担により  
 購入して参る所のようです。これは全国的に見ま  
 しても消防につきましてはそういう傾向があ  
 るのでしてこの点については国でも最近にな  
 り重要視して消防の負担割合をなんとか変え  
 ようという動きもあるようです。現在まだ消  
 防公設その他が研究途上で実施はなっていない  
 のであります。将来そういう、所制度の改正があ  
 りたならば地元負担はなるべく軽くと考えてお  
 ります。

〇ニ五番(菽生田七郎君)この問題に関連性がありま  
 す。市長さんに伺いたいことは従来、市令に

おいても何人の議員により質問された問題です。一、消防ポンプ問題ばかりでなく、いわゆる教育関係問題、道路建設問題、その他全般にわたる緊急度の高い必要性の多いの、市民の為、大衆の為にどうしても行わなければならぬものは、灰山あると思えます。

色々な要求もあると思えます。その場合、市の財政との関連は地元の負担が容易でない。地元の負担能力のあるないによって、事業が進められていくというようなことが、現実問題として重大なことだと。これがやはりある程度、是正して我々としては、緊急度の高いのから、公共性の強いのかうどうしてもやらなければならぬ場合、地元の負担能力というものは

とある程度軽減していく事が市政運営の要  
 素ではないかと考えている。理想論になるかも  
 知れませんがそういう意味に於て新しく  
 市長となられました市長さんが本当にど  
 うしますかお考えを伺いたいと思います。  
 市長(田村利男君)地え負担の事ですが従来の各地  
 のなまかれた市政もあるし現在の市の財政は新  
 しい方針に沿う。転向することはすぐにはで  
 きないかと考えます。

ニ五養教生田七郎君)ごも、ともですが従来はそうで  
 したが本きに市政を考えた場合にいたずらに  
 事業の負担を……事業の緊急性を本きに  
 考え地え負担があるからいさるんぞと無理  
 をして事業を行う結果……。

まあ市長さんの方針がそうであればとやかく  
反対しませんかいく分でも負担をさせないよ  
うに考えお願ひ申上げます。

○三九 齋藤本藤太郎君 消防ポンプの購入のすべ関係  
しよして課長さんにお伺いしますが一分局  
ですわやはり寄附がでておるんですがこれは  
市の方で買うということをお話になってこ  
の計画をやっておるのでしようか伺います。

○総務課長(完戸 貴君) 一分局では現在消防署で使  
用してあります古い消防車を使用しております  
ます。そんな関係で事務当局に於てはまた使  
用不可能なものではないと考えております。  
先程も問題になりまして消防自動車等を購  
入する場合には高額の地え負担費がともなう

のでと一出来るならば来年度位いま、ひ通り  
 で我慢を—していただきたいと考えております  
 が地元の要望は三十四年度で積立金が終るの  
 でぜひ買ってもらいたいというような意向が  
 強いように伺っております。

○ニ(養)望月暉作君)当初予算と購入する専沃処分  
 の価格の聞きとお伺いします……(発音不明瞭に  
 つき聴取不能)……火災予防の為に古いポンプを  
 全部新—く—なければならぬこともあるだ  
 ろうと思ひます。各分団から要望があると思  
 います。ただいまも松本議員からも質問が  
 出ました。館山市の各分団に於て緊急心に  
 新車を購入—なければならぬ。あるいは  
 希望など合わせて市の方に申出があり調査

一 早急に購入しなくてはならぬ所があります。  
一 それらに答え願いたいと思ひます。

○ 総務課長(完 戸 貴君) 現在分団として機動力をも  
つた消防ポンプにしたいと希望のあるものは  
十一分団と五分団ですが、カーナガワ消防ボ  
ンプを購入する場合には多額の経費が必要  
になります。市の方としても出来るだけ  
負担をもつてもらいたいという意向をもつて  
おります。カーナガワの分団においては  
五分団は現在非常に大きい手がいそいで、  
機材も使用するのはとてもやりきれない  
というので、機動力にてももらいたいとい  
う希望があるようです。ですからこれは十  
分検討をいたしてみても、適当な処置を講じた

いと考えておりました。

十一分団につきまゝでは先程説明した事でも  
ぞ了承ねたいと思ひます。(分団といつても  
わかうないと呼ぶ者あり)五分団は亀ヶ原正  
木西郷 十一分団は下町新井から上須賀まで  
の全地域でございます。ただ今の二分団が船形  
の築港附近です。予算は先般議決をしておいた  
だまゝした二百二十万を計上したわけです。

今回二百二十万を出して購入いたしました。  
。四番(大野清五郎君)報告の二四号三五号に對しての  
専決処分は結構ですが見積りが何社ぐらいは  
いりまゝたかお伺ひいたします。

。農産統課長吉田耕一君)お答えいたします。

二四号五号の見積りの件ですが千葉の篠塚コン

クリー本更澤の本更澤コンクリー館山の三滝商店  
店この三社の見積りを徴しました。なお三社の  
実際の現物のテストハニズレにより実施いたしまし  
て工地改良の実際の技術につまましての検討  
をわが、たわけでございましてこの内三滝商店  
が価格が安い為三滝商店と契約を結ばました。  
二四番(大野清五郎君)なおこの議案につままして差つ  
かえなか、たう金額の発表を一つお願いいたし  
と思ひます。

農産統計課長(吉田耕一君)たぬいま手許にございません  
のでたぬちにとりよせましてご報告申上げます。

議長(石井 梁君)他にご質疑ございませんか。  
(→異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)ご異議なしと認めます。

よ、て本報告書は全部ご承認と認めます。

。議長(石井 潔 君)つづいて日程オ三認定オ一号ないーオ  
三号を昭和三十一年度一般会計および特別会計の  
決算報告書を一括上程いたします。  
提案の説明を願います。

。市長(田村利男君)昭和三十一年度の決算につままして  
は別紙の通り監査委員が審査いたしまして今  
回上程いたしました。

よろしくご審査の上ご承認下されば幸いです。  
。監査委員(岡武天君)昭和三十一年度の市長から監査  
委員に附託されたので私共十月一日から十一月  
末までに慎重に審査した結果、に意見書を  
提出しを次オでございす。

各決算書の決算は関係帳簿や證憑書類と符  
合してありまして正確であることを認めま  
した。

一般会計におきまして、に記載いたしまし  
た。バウ入文出差引きまして二千三十三万六千  
三百十四円の現金を生じてこれを三十三年度  
へ繰越してあります。

館山高枝の学枚債の返還と市庁舎建設準備  
金の積立等がありまして、このような結果  
が本年も出ました事は我が市の財政がよう  
やく健全財政の軌道に乗ってゐるとみる事  
が出来ると思つて同慶に存する次第です。  
この健全財政を維持する為、今後共一層の  
ご努力を尽される様望む次第でございます。



なうかに特別会計の審査に對しては従  
来の例もありますが、まわめて慎重に審査を  
行ふ必要上、決算審査特別委員会を設置いた  
し、ましてなお決算の重要性から相当の日時  
を要すると思ひますので、閉会中に審査を議  
決した事をいたしますように、に議事の進  
行の動議を提出いたします。

なお委員の数は十名内として、今までに決算委  
員とならなかつた議員を優先的にお願いいた  
したいと思います。なお不足委員がありまゝの場  
合は以上の方々と議長、監査委員を陳いたす全  
員のくつでまめりかれて議長のみ指名されま  
す。よう以上議決、運営協議会の意見を重ねて申  
上げたいと思ひます。

議長石井潔君)たゞ今二三番議員のいうに議事進行の勅議であります。特別委員今を設置して特に閉会中審査の特別附託さうけることに  
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)ご異議なしと認めます。

よつて左様決定いたします。

なおお諮りいたします。議今運営協議会の意見によりますと委員の数は十名。その選任方法には議長によつていさだ決算委員とならな  
か、た者を優先的にかつ議長、監査委員を  
除いた全員のくいで決めるということであり  
ます。がこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君)が異議なしと認めます。  
よって以上の通り決定いたしました。

本任期甲今般決算委員とならなかつた委員は  
望月暉作君、大野清五郎君、小谷無違君、田  
中忍藏君、山口康君、以上五名でありますので  
他の五名につきまゝしてはくじを行います。  
くじの棒端を黒く塗つた棒をお引さの方は  
当選者と決定いたします。

(抽 選)

議長(石井 梨君)が今般のくじの結果を報告申上  
げます。

くじの結果 田村喜兵衛君、小浜光義君、小沢  
惠太郎君、鈴木市藏君、嶋貫壮作君、以上五名  
の者が当選されましたので先程の五名の方と

合計十名になります。

以上十名の方を又算審査特別委員今の委員に  
送任いたしますことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君)が異議なしと認めます。

よって右様決定いたしました。

それ今送任された委員の方々は本日会議  
散会後直ちに正副委員長の互選を行いますの  
でしばらくお残り下さる様お願いいたします。  
しばらく休憩をいたします。

午前十時四十分休憩

午前十時五十分開議

議長(石井 梁君)のまきつがいて今議を閉じます。

一八番(鈴木市藏君)日程の陳情書の問題ですが議事の進行上これを最後に回して審議したいと思  
います。これを勸議として提出いたします。(賛  
成)と呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)ただいま十八番議員より議事進  
行について勸議が提出されました。それに  
よりますと陳情書六件日程が四、これを一括  
日程を変更いたしまして最後の日程が下の次  
にこれを回すところというご意見でございます  
すが日程を変更することに異議ございま  
せんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)が異議なしと認めます。

よ、て日程は変更されました。

議長(石井 梨君) それでは日程第四を変更いたします。一、て日程第五選挙管理委員会今委員並べに同補充員の選挙を議題といたします。

昭和三十一年十二月二十日日本議今に於て選挙いたしまして選挙管理委員並べに同補充員の方々は来る十二月十日日をもつて三ヶ年の任期が満了となりました。よ、て今日の今議におきまして後任の選挙を行いたいと思ひます。

お諮りいたします。本日の議今で直ちに選挙を行ふことにし、(異議がございませぬか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。

よってこれより送挙を行いたいと思ひます  
がこの際暫時本議今を協議今に切換えさ  
せていたがまたいと思ひます  
が異議ござ  
いますせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)しばらく休憩いたします。

午前十一時十分休憩

午前十一時四十五分開議

○議長(石井 潔君)重ねてお諮りいたします。

送挙の方法はいかなる方法によりますか  
投票  
または指名推選でありますので行います。

二三番(飯田義勇君)たがいま議題となりまゝした  
送挙委員並に同補充員の送挙につまじ  
ては従来の例にならいまゝして送挙の手續を  
を省略いたしまして指名推送の方法によつて  
送者さまめられますようにお願いいたします  
なおその指名者は一九番議員小谷忠達君と  
いたいたしますようこと、に進行の動議を提出い  
たします。

議長(石井 潔君)たがいま二三番君より動議が提出  
されたのび指名推送によつて決定いたしたとい  
うのび懸見でございすすがこれにござ異議  
ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)なおたがいまの動議には一九番議

夏小谷無達君にこの指名推選をやつてもうい  
たいという勸諭ひすべされに、夏議にぞい  
せんか。

(夏議「う」と呼ぶ者あり)

議長(石井 翠君)に夏議にいと認めます。

よつて十九番議員にお預いといたります。

一九番(小谷無達君)をぞいよに指名いたります  
送拳管理委員並に同補充員の指名をいた  
ります。

よつ管理委員といたります。て鈴木紀さん、小柴  
義孝さん、加藤清太さん、藤田正さん、以上四名  
の方、同補充員といたります。て赤尾弥太郎さん  
増田周爾さん、小倉豊さん、綱代元吉さん、以上  
四名の方々をこの補充員として……。順位はオ一

が赤尾さん オニバ増田さん オニバ小倉さん オ四  
が網代さん以上の通り指名いたしますのでど  
うぞの賛成下さる様お願いたします。

議長石井 梨君)をだいま 十九番議員からご指名あ  
りましてお手許にプリントを差上げた通りで  
すべこれに決定することにご異議ございません  
か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長石井 梨君)ご異議なしと認めます。

たをいま 十九番議員の指名の通り決定されま  
した。

八番(田村喜兵衛君)いま 飯田議員さんの説明があ、  
たがこれはあなな方が運営委員会ということ  
で私らの意見をきかずして、ペン委員会まで

めることかいいかどうか私はこう考えるものであります。

議長(石井梁君)委員今におまじまじしてはそういうこととは決定いたしてあります。いましてあります。ませんが為になが今議長かうお諮りして決つてございます。

八番(田村喜兵衛君)あれは飯田君の説明で飯田君のは飯田君の意見我々の意見としてはすくなくとも送考委員をもつて考えて発言をしようとして……そういう矢先において運営委員今ということも主体にたように私は思っています。

議長(石井梁君)それではいばうく休憩いたします。一時まで休憩をいたしますのでその間食をいただきますようお願ひ申し上げます。

午前十一時五十分休憩

午後一時十分開議

議長(石井 潔君) 午後のお席議員数ニ七名これより休憩前には引続いて今議を開きます。

日程才六議案才六口号を上程いたします。

(書 記 朗 読)

議案才六口号 倉庫及びブロック塀の寄付收受について  
教務庶務課長(鷗 沢貴覚君) 議案才六口号についてお説  
明申上げます。

この寄付申込書に記載してございますように  
倉庫と塀のPTAによりまして出来ております  
し、そのごその寄付の申出がありまして、そのご收

受いたらないと思ふものひす、(異議なし)と申す者あり

○議長(石井 潔君)が異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたりました。

○議長(石井 潔君)ついで日程オセ議案オ六一号を上程  
いたります。

(書 記 朗 読)

議案オ六一号 工地の賃付について

○総務課長(克 戸 貴君)議案オ六一号について説明申  
上げます。

東京の千駄ヶ谷に本社をもっておりまして、

ナ工業株式会社が適當な海岸地帯を選  
いまして寮を建設したいといふのでおの折衝  
したそうではございますが那古の海岸が一番い  
といふのでこの土地の借入方を市に甲込んじま  
たのびでございます。

この借そうとする土地は現在那古の海岸です。明  
人の寮があります。その北側になる部分で  
坪数は三百二十坪でございます。土地発展  
の上かう市ではこれを三ヶ年間無償で貸して  
あとは有償にしたいと考えております。(異議な  
しと呼ぶ者あり)

議長(石井 稜君) 異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 稜君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井 潔君)つづいて日程才八議案才六二号を上程いたします。

(書 記 朗 読)

議案才六二号、館山市国民健康保険普房診療所使用料条  
例の一部を改正するについて

。保険課長(唐沢貞太郎君)議案才六二号につきましてご説明いたします。

ご承知の通り昭和三十三年十月一日から算数表が改正になりました。その算数表によりますと甲表と乙表が出てまいりまして甲表について今までの算数表を全面的改正されたものであります。それから乙につきました。これは現在の甲地

乙地のニ通りがございます。甲地のもつとま  
 ましてはこの一乙地につきまゝしてはこのニと  
 差をつけられて已分されてあります。なを甲  
 乙とるか乙をとるかということは自由選択  
 してございます。が、当豊房診療所につきまゝ  
 ては安房郡下の医者が一部の者を除きま  
 して九割九分までが乙をとつてあります。間  
 係上豊房診療所に在りまゝしても石にならうい  
 まゝして乙のニを採りてあり十月一日からう  
 適用してまいといふものもございます。なを  
 その内訳といふまゝしては国民健康保険  
 の被保険者とその他の者とに区別してござ  
 います。がその内容につきまゝしては全部同  
 じでございます。

以上簡單のすが説明を終ります。

議長(石井 梁君)他はが質疑ごぞいませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)ご異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたりました。

議長(石井 梁君)つづいて日程才九議案才六三号の上

程いたります。

(書記 胡 詠)

議案才六三号 館山市婦人会館便用料率例制定について

。庶務課長(鶴沢貫寛君)議案才六三号についてご説明い

たります。

五月十一日十一日に婦人会館の竣工いたりました。

落成式をいたりましたのでその便用につります。

しては条例を制定してございませぬ。今箇の  
 に条例制定の原案を提出してわけでございます。  
 この原案は婦人会館の運営委員会におまゝ  
 て出来まゝたものでございましてこの甲で特に規定を  
 設けまして婦人会館使用の場合は無償というこ  
 とで使用を規定してございます。なお最後の  
 別表の使用料表にございませぬ。これは市内の  
 教育会館その他の会議室畜産会館いうよう  
 なところの使用料を参考といつてございまして正午  
 まじと申す換と五時から九時までの夜間の三  
 段階にわけまして料金を定めるわけです。  
 その他の条例につまゝしては大体会館を使  
 用する場合の当然規定しなければならぬ事  
 項等を規定いたしてあります。

簡単です。以上で説明を終ります。

大養山本 昇君 今館の使用料条例の規定は当然  
一つの規定が誤けられるのが当然でありま  
て誠に結構であります。たゞいまの説明の  
中に婦人金が使う場合にはこれは無償でと  
いうようなことが規定してあると、その規定  
がありませんがオニ条の但し教育委員会に  
おいて特別の事由があると認められた時は使  
用料を減免することが出来る。この中に入  
っているのかどうかこれが一つ。  
それから今館の運営委員会とい、ますか  
そうい、たものかどうした人によって構  
成されたのかのように運営されているか、その  
二点を教えていたがきたいと思ひます。

。教委庶務課長(鶴沢貫寛君)お答えいたします。

たゞいまの婦人会が使用する場合の規定は  
 オニ条の免除規定を適用してご承知して……。  
 それから運営委員会のメンバーです。が、いま手  
 許にありません。で氏名がわかりません。が大体  
 婦人団体連絡協議会の各地区婦人会長、それ  
 からあと教育委員会の委員長、教育長、助  
 役マン、公民館長、そういうようなメンバーです。  
 六、養山本 昇君 委員会今のメンバーは、どういった人  
 形成されたか、でその説明で結構です。が、オニ条  
 の問題で、但し教育委員会に於て特別の事由が  
 あると認められた時は、使用料を減免することができ  
 る。こういう、但し書きであります。この細部  
 ですが、たゞいま課長マンの説明では、婦人会が

便う場合にはこの但し書きを適用してやると  
ていふな説明であります。何か婦人會以外  
に於てこゝろにたゞ書きが適用される事  
があるか。じめ予想されるか。どうか。わが  
せんがこゝろに、た場合にも一応適用されると  
いうようなものがあるればこれを一つ聞かして  
いたがよい。

それから第三条の教育委員會は今館の使用許可  
に際し管理上必要な条件を附すと、附し又は保  
証金を納付させる事が出来るとあります。そ  
ういふた場合どういふことをあつかひめ考え  
てこゝろに、た条件を設けたか。どうか。あるい  
は事實具體的にどういふた事がある、た場合  
にこゝろに、た条件をつける、あるいはその為

さういう保証金をとる。その点をお放えていた  
らうまい。

庶務課長(鶴沢貫道君)免除規定でございまして  
これは大体公民館の使用料条例にも減免規  
定がございまして公民館に準じたいわゆる  
社今教育団体さういうようなものを使う場  
合に考えて……………  
それから保証金の徴収でございまして別に  
現在具体的にはないんですが一応規定として  
ここに上げをわけです。

二番(山本昇君)どうもいまの参事の説明は納  
得でございんですが別にこゝんとこゝろに平定  
されないとこゝろの条項をこゝに設けてお  
どうも解釈ににくいんですがさういふ場合

恐れのあると、いうことを前提として、  
その方法を採るならばいい、そのうい、  
その場合、  
な、  
う、  
う、  
出、  
い、  
教、  
い、  
ら、

ニ、  
が、  
の、  
す、  
者、

場合はどういふふうに使われたいか。もう一つ  
当然婦人会館を個人団体が使うのは無償という  
のは常識だと考えておりました。それがこれについて  
教育委員会今の婦人団体協議会が婦人会館そ  
ういふものとの間の規定は別にあるか否いか  
これをお伺いします。

。教務庶務課長(鶴岡重資君)がごいいます、この使用料です  
がこれは条例制定してございませぬので正式に  
は徴収できませんがこの原案が前に出まっております  
ますのでこの原案にのっとって徴収してござい  
ます。それから必要な規定でございしますがこ  
れは条例が出来ましたら細則をこしらえたい  
と思ひ……。

。議長(石井襄君)他にご質疑がございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたします。

○議長(石井 潔君)つづいて日程第十議案第六四号議案

ヲセロ号を一括上程いたします。

(書 記 朗 読)

議案第六四号 館山市部課設置条例の一部を改正するにつ

いて

「ヲセロ号 館山市議会委員会条例の一部を改正するに

ついて

○秘書課長(山谷 昶君)議案第六四号につきまして説明いた  
します。

現在の館山市の部課設置条例は一室十課一課

務局にわかれておゝたので、その中に戸籍課というのもあるのですが、現在の事務取扱いは市民に直接関係のあります一般家庭の米の配給、それから埋火葬とこの事務は埋火葬の方は厚生課に属してあります。米の一般家庭の配給は商工水産課に属してあります。本館と分館と二つに分れている肉保上どうも市民に不便を与えたとそういう声がある為に出して、一月一日から埋火葬の事と一般家庭の米の配給の事務を戸籍課と統合いたしまして分館の方でその事務をとりなすところなので、戸籍課と統合することになったので、配給埋火葬と名前をかけますとどうも失礼じゃないかと、その

為に市民課こういうふうな名前を変えよう  
と、そういう趣旨から戸籍課を市民課に改  
めたいと思ひます。提案した次方です。

一 養佐久間為次郎君提案いたしまして、  
館山市委  
員会条例の改正する案件につきまして代表  
いたしまして提案理由を説明いたしたいと思ひ  
ます。

本改正条例案はたゞいま同時上程の部下設置  
条例の一部を改正に伴ひまして常任委員会の  
分掌所管について必然的に改正をしなければ  
ならぬのでその関係事項を改正しようとする  
ものでございます。よろしくご審議の上、不  
場のご賛成を賜りますようお願いいたします。  
説明いたします。

二九番(松本藤太郎君)戸籍 厚生商工とばりく  
 び、てお、たのま市民課というこゝで非常に  
 結構で喜んでありまうすが内容を少しお尋ね  
 したいんですが分館の方へ市民課を置くとい  
 うことですが厚生の方厚生、埋火葬それから  
 商工の米の配給あるいは戸籍の方の戸籍ある  
 いは住民登録録、そういうものも分館の方へ一所  
 にすることではございませうか、さようではございませう  
 と呼ぶ者あり)この場合仮に子供が生まれると  
 いう場合出生届を市民課へ出しますとその  
 出生届により全て住民から米の配給等全部  
 その中でや、て下まいます(さようではございませう  
 と呼ぶ者あり)そういう事ですね、まあ結構  
 な事です。これは人間が生まれるや市民課に出

生届、い、てしまえば又とこれは我々人間が  
生れるから死ぬまではやはりその間にいろく  
のことがあるので非常に市民として結構  
なことだと……。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君)ご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 梨君)ご異議なしと認めます。

よってオ六四号議案オセロ号議案は兩議案  
とも原案通り決定いたしました。

議長(石井 梨君)つづいて日程オ一議案オ六五号  
ならいに議案オ六六号を一括上程をいたします。

(書 記 朗 読)

議案六五号 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び

費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

議案オ六六号 館山市職員給与条例の一部を改正するについて  
秘書課長(山谷潤昶君) 館山市職員の給与条例の一部  
改正でございしますがこれはオ十五条のオ二項は  
職員の期末手当を支給しているのどございます。  
この期末手当の内容を簡単に申しますと増額  
になります。この増額につきましては今年の  
七月に人事委員から政府に勧告してお、そ  
ものでございまして、この給与の十三割  
の期末手当を一割増額して十四割にするの  
どございます。それでこのそこの国今でそ  
の法律が改正法律とになりましたのでそれに  
準じまして館山市も期末手当十三割を一割  
増額してまして十四割にいたらないと、これに  
提案した次才です。先程の百分の二百六十を

百分の二百八十に改める、これは夏期に百分の五十を期末手当として出しておりますのでこれに今までは十二月は百分の二百六十をたいたのを今度百分の二百八十を乗りますと一割増の額になるのでございす。

又五子の方は非常勤の特別職の期末手当でございまして、館山市は夏出ませんで年末だけ出ておりますので職員と同様に一割増額にしたいと思ひ提案して来才ひす。なお百分の百十五

を百分の百二十五に改める。これは十二月一年以上の在職者、つぎの百分の六九を百分の七五に改めるのは規定通り三月以上一年未満の在職者、つぎの百分の三十五を百分の三十八に改める、これは在職期間三月未満の場合でございす。

して百分の七十五、百分の三十八に該当するものは  
本市には在職しておりません。

以上簡単ですが説明を終わります。

議長(石井 梁君) 本案にび質疑等がございますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君) 異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井 梁君) 日程第一二議案第六七号を上程いたします。  
す。

(書 記 朗 読)

議案第六七号 館山市館山高等学校々舎増築工事請

負契約の締結について、

。教務主任課長(鶴沢貫覚君)議案才六七号についてご説明いたしまして。

本議件は産業教育施設の補助事業です。十一月十九日に五業者を指名して入札した結果最低者が那古の岡万次郎氏でこの業者と契約を結ぶたいというものでございす。ひと単価が二万七千三百九十六円ひす。別紙に地図が書いてありまして一番北側の校舎の西側にフツげて増築したいというひす。そこに平面図の概畧が書いてあります。右側が簿記室で左側がタイプ室でございす。以上ひす。

。議長(石井 梁君)本案にひ質疑ひごひしませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)が異議がございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 梁君)が異議なしと認めます。

よって本案は原案通り決定いたします。

しばらく休憩をいたします。

午後二時十五分休憩

午後二時三十分開議

議長(石井 梁君)休憩前に引続いて今議を用きます。

日程才一三議案才六八号議案才六九号を一括上程を  
いたします。

(書 記 朗 読)

議案オ六八号 昭和三十三年度館山市特別会計国民健康保険  
又入六出追加更正予算

オ六九号 昭和三十三年度館山市又入六出追加更正予算  
。保険課長唐沢貞太郎君議案オ六八号国民健康保険予算  
につきまゝにてご説明申し上げます。

又出のらご説明申し上げますがオ一款の投所費の内  
賃金五万二千七百円を追加いたしました。これはこの  
十一月から来年三月までの分が不足いたしました  
ので延べ三百十人分五万二千七百円を計上いた  
わけております。

つぎの保険施設費の四目の施設諸費ですが先  
だつて行いましてたがニ高血圧の無料巡回相  
談の内器具につきまして不足をきたしてそのついで

ここに追加いたしました。

十四節の印刷製本費につきましては種々の印刷製本がありましてその不足分。

二十二節の委託料につきましてはガニ高血圧の精密検査の委託料です。

備品につきましては水銀血圧計その他です。

その財源につきましては前年度よりの繰越金と一部とあります。この財源に当てたのでございます。以上で説明を終ります。

。総務課長(兎戸貴君)議案才大九号の支出から説明いたします。

才ニ款の市役所費としまして三十七万八千四百円を追加いたします。これは需要費の追加分として一文節の通信運搬費五万円は市外通話

料が不足いたしましたので三月までの分として  
計上いたしましたのでございます。

三節の修繕料十八万七千円は自動車の修繕  
料が不足したので不足の見込額を計上しまし  
た。

戸籍課長(高木 哲三君) 戸籍事務費についてご説明  
申上げます。

十四万一千四百円追加をお願いいたしました。こ  
れは……(雑音多く聴取不能)……の關係で需要費が  
不足いたしますので六万七千円消耗品費四万二  
千円、これは改訂戸籍の事務が思うようには  
かぶりまゝで大体がようが写真のかんこう紙  
代でございます。

印刷製本費二万三千五百円これは戸籍住民登録

の用紙代のみ。

二五節の備品費八千五百円これは三十三年度の除籍謄本のこれは今まで紙の表紙を便してあり  
まゝに相続等に当りまして除籍謄本が必要  
になつて便う率がよいので皮の表紙に  
と考へまして……

建設課長(新井重助君)才四款土木費についてご説明  
申上げます。

土木費におきまして二百四十万七千円の追加を  
お種い—ました。各目についてご説明い—  
ます。べ—じをめぐりまして維持修繕費に  
おきまして九十五万追加をお願いい—ます。  
これは去る九月十八日の十月十八日の府総台  
風にまゝります。災害におきまして市道並い

は道路等の被害がございましてそれに要します費用といつてございまして、特に災害箇所は神戸豊原西岬方向が多くてその方に重点的にいきたいと思います。丁ニヶ所でございます。その内工事請負費として八十五万、賃金三万八千円を減額いたしまして消耗器材費として二万円。

三三節の保険料一萬八千円を更正いたします。なお二三節の修繕料は貨物自動車の検査がございましてそれに要します費用といつてまして十万円追加をお願いいたします。

なお先程申し上げました災害箇所の復旧費といつてまして八十五万を追加した次でございます。

オニ目の新設改築費は県道の那古それから

昨年度より引続き舗装をやつてあります。……  
 (発音不明瞭にうま聴取不能)……ひいてそれ  
 は市の方で片一方や、てもらいたいという話  
 がありまして、たうで片側の長さ四百三十六メー  
 トルの工事ともう一つございまして、那古小  
 校に通ずる市道がございます。それが三百四  
 十九メートルと、幅三メートルに舗装して  
 二四節の七十万五千円を追加いたします。

施設費として八千円、土地購入費として二千円  
 を種にする次第です。なお水道費におきま  
 しては本年度は夏期の濁水によりまして非常  
 に水道の使用料が少なかつたので、それに伴い  
 ます人夫の使用料が多かつたのでございまして  
 電気料から償金に三万四千五百円を追加しま

トス。

才九項の災害土木費これもやはり十月末の  
災害により生じました工事請負ですが本件  
は国庫補助が該当いたしませんので去る十一日  
災害査定さうけ国庫補助が確定しました。  
の補助に宮城大賀線の大賀橋が流失しその  
復旧費が三十一万兩岬の香の護岸が沃壊して  
それが護岸から二十五メートルございましてそ  
の復旧費が三十一万七千円合計して七十万七千  
円を追加の額いたしました次才です。

つぎの事務費ですが以上七十万円に対する五〇  
%の費用をこゝに計上いたしました次才でございます。  
才五款の都市計画費重要幹線から五〇万を国  
定公園の方へ回したい。これは国定公園が認定

にござりまして本年度北条海岸に約六〇坪位の  
 無料体育憩所を建設することに決定したので  
 この三分の一、五〇万を負擔金として追加してお  
 ります。以上の様な事で五〇万を更正してま  
 した。失業対策事業費で償金三十一万円減額  
 してまいりました。これは本年度一日二五人の使用を提  
 案してござりました所臨時失業救済事業があり  
 まして一日平均二十人程度の入夫の紹介があ  
 りましてそれから以後の不足額の償金があり  
 ます。それと同時に市街地が当初予算を考  
 える時に概算でお願いをした関係上三十万円を  
 原材料費に三十万円、消耗器材費に一万円更正  
 してまいりました。以上でございます。

。教委庶務課長鶴沢貫覚君)オセ教教育費につまハ十八

万六百日を追加いたします。

小学校費の扶助費において六万一千八百円の追加ですが、これは準要保護児童給食扶助費で当初予算において十三万三千二百円計上してありまして、今回扶助額率が増額されまして、そので六万一千八百円の追加をお預いたします。三十人分でございます。

善繕費修繕料で二十七万円、これは先だ、ての二一号ニ号台風によります各学校の災害復旧の為の費用です。全んど各学校にわたっておりまして一番大きい所が富崎小学校の七万円、西岬の洲の宮分校の六万円等でございます。

中学校費で消耗品三千八百円、食料費二千円、印刷製本費一万四千二百円、これは豊房

中學校と一中が本年度の産業教育指定校になつており、その為の費用は、おのの二分の一は県費補助でございます。

営繕費の八万円、これも小學校と同じように、災害の修繕料です。

高等學校費におまゝして三万円、この修繕料も同じです。

幼稚園費におまゝして修繕料二万円、これもやはり災害によるものです。

公民館費で一六節通信運搬費七千円、電話装置料です。これは公民館から婦人會館の方に、切換え電話をつけます。装置料です。

営繕費で四万五千円、これは神戸出張所の一部を神戸公民館の分館に使用してあります。が、現

在り、では少く狭いので模様習えをして公  
館活動の今議等の場合に利用できるように  
しようとするものです。

七月に新しく婦人今館費を設けまして二万五  
千八百円を追加いたしましたがこの内賃金一万四千  
円、看守人の雇上料の費用です。 月三千円で  
四ヶ月その他に手当五千円を追加いたしました。

消耗品費 燃料光熱費 通信運搬費 手数料等  
は三月までの費用を見込んでおきます。

二四節の工事請負費見込み五万八千八百円 水道増設  
工事費、現在の調理室に調理代を婦人今で購  
入いたしまして五名入れました。がそとまで  
水道が架設してございませぬので便えるよう  
に水道配管の工事料でございます。

備品費で十五万円これは今議室の机腰掛机  
二十脚 腰掛四十脚 二階の日本向の机二十脚器  
具購入費です。

在、今教育費に於て報酬費で一万八千円国民科  
学講座講師謝礼、これは今回果かう一万八千円  
補助がありまゝしたので追加しませんでした。

備品費で三万三千円これは鐘山市を総介し  
ました観光の映画フィルム代でございませう。

体育費に於て修繕料として八万円プールのスタ  
ンドで向、て右側の方をほとんど雨の為に流  
されたまゝなのでその修繕料です。

福祉事務所長(長谷川広者君)ハ款社会及び労働施  
設費で今回五十八万五千五百円の追加です。  
委員報酬で二万五百円を計上しました。これは

本年<sup>工</sup>より干葉果母子福祉推進委員という新しい制度が出来母子家庭、未婚の人家の相談をいいと申しますかそういうものを取扱としている役員で四十一人という数字をうけましたので年の途中ですが一応一人五百円の年当を支給する予定で二万五百円を計上しました。需要費の修繕料で一万五千円これは解形地已の児童遊園地の遊具修繕料でございます。四目の児童措置費以下四項の保育所費については本年七月一日から改正しました保育所の職員に伴う諸規定に伴う必要な予算部分でございます。

四目の児童措置費の委託料として三十三万計上しました。これは基準の改正に伴う児童委託料

不足額三十万。な。同時に保育内容の充実強化がとり上げられまゝそので保母兼任訓練の経費等を総計してまゝして増徴してたいと考へ三万円。

四項の保育所費は法律に対する分で旅費が五万円不足いたゞいてまゝのぢ…………。

需要費として給食全部の支に趣旨をおくるとに政訂になりその措置でございます。

一一の消耗品費給食用の色々な食器類これと……。

備品費は給食用のカマド等を館野、九重の保育園に入れまゝす。

一三の食糧費として館野、九重に対する施設費の基準の政訂によりなけければならぬ十一万

五千円を計上いたしました。

以上簡単ですが説明を終ります。

。厚生課長（神作啓次郎君）九款の保健衛生費五節の職員手当四千百四十円を計上いたしました。これは今回伝染病患者十二名発生いたしました。特殊勤務手当がございます。

四類の隔離病舎費ですが九節の賃金八千八十円、十二名発生いたしました。為に看護婦が不足で雇上料を計上いたしました。

十二の燃料費来年度の三月までの燃料費が不足いたしました。計上いたしました。です。

二二節の委託料二万九千九百円これは用いなく十二名の赤痢患者が発生した為に計上いたしました。二三節の修繕料五万六千六百六十円です。これは

先般の台風によります三輪車の屋根をこわさ

れた修理代です。

二三ヶ所<sup>六里、と</sup>修理繕料の二万一千五百円 これは鋸渡板

の修繕それらの部屋が非常に暗い為採光を

多くする為ニヤ板ガラス等買う為に計上

しました。

二四節の工事請負費三万六千円これはと場

於て自動車と清潔にしなければと考え貯水

槽を工事したいというので計上しました。

なお骨の焼却炉を計上しました

七畝の火葬費二十節の借料及び損料九百円

これは火葬場に入る道路借料でございます。

十一項の清掃費一万六千九百円になっており

ますが三万一千九百円に訂正をねがいたいと思

います。合計額百四十二万八千五百円を百四十  
四万八千五百円に訂正願いたいと思っております。  
三月の需要費十二節の燃料費千九百円は三月  
までの不足を生じましたので進められました。  
二四節の工事請負費三万円これはごみ捨場の  
設置で位置の変更をした為に基礎工事費が不  
足りましたのでその工事費、この内二分の一  
は地元負担です。  
一三項の衛生費三三節の負担金補助金が交付金の  
二万二千九百円、これは新生活運動推進協議会  
の負担金が入ります。一万八千二百九十円、健  
康児童保健金の負担金二千円計上しました。  
何卒よろしく願います。

。農産統計課長(吉田耕一君)十款の産業経費につま

まゝしてご説明申し上げます。

三項の農林費の内三月の園芸振興費に二十七万八千円を今回<sup>追加</sup>をお預けいたしました。これは過般の二一号ニニ号台風による被害で施設の復旧に對する補助金の事です。その内苗床の補助金として本市に三段歩の苗床を設置したわけですがこれは県の認承になり九月<sup>分</sup>を受けましたわけですがこの半分を県費補助をおおまゝにして設置してつゝあるわけですが、なおこの補助の対象になるものは館山市の各園芸組合を対象として設置するわけですが、なお其と同購入補助ですが三十一万二千円が県の認承を受けましてその内県費十萬四千円、市費同額、組合員担同額各々三分の一づつを

負担―苗圃資料の購入補助と―ま―て、心  
ま<sup>ち</sup>資―てあり合せま―て市場の購入補  
助金二十万八千円苗圃補助十万円、三十万  
八千円を今回追加―ま―た。公おくれは  
夏期のみです。が蔬菜肉保も現在被害調査を  
まとめま―て果に申請中ですがまだ決定  
―ま―せんのでこれだけを今回追加―ま―わ  
けです。

つぎは十二款の統計調査費を説明申上げま  
す。

一目の調査員報酬で四万九千五百九十円これは  
……(税金不明瞭につき聴取不能)……統計機関  
によります住宅統計調査を実施―ま―わけで  
す。その委託を―ま―た住宅統計調査員の

報酬ありす。

もう一つ沿岸漁業臨時調査ですがこれは農林省の資格を取りましますところの沿岸漁業調査を本年度臨時に実施した調査員ニ之名分の報酬ありす。

三日の需要費は本調査を実施するに當つての統計調査員の打合せ賄料及びそれに對する消製品、文具費等至費を計上いたしました。

以上簡單ですば説明を終ります。

送管書記長(渡辺 茂君)一三款の送管費についてご説明いたします。

五項市長送管費一万五千四百四十八円追加計上いたしました。これは臨時用人の賃金が不足したのと食糧費四千円 印刷費六千八百八十円、二

五の備品費で五千五百円です。送拳運動用のポスターを今までゴム印で取しておいたのです。がゴム印を取れて取りますと雨が降、取りますとゴム印が大きくなりました。効果がありませんが来年度の市会議員の送拳で使用する機、今の利用がありますので五千五百円で購入したいとその趣でございます。

印刷費につきましては市長送拳には現在ポスターをはらなくてもその当時は良かった、そのです。が果の方で今回は低調、ようだから危険防止の運動をできるわけや、てくれという指示がありまします。ポスターをたのみました印刷費でございませぬ。その黙示は委員今費の超過勤務手当の一万五千四百八円を更正して

充當いたしまして。以上でございます。

○総務課長(克戸貴君)十四款の公債費につきまして  
二十三万七千円の更正減でございます。これは  
現在一時借入金、の利子として三十六万円予算  
に計上してござるが特別の事情のない限りと  
の一時借入金、の利子は必要ないと認め、今回  
二十三万七千円更正減いたしました。

○税務才ニ課長(伊藤幸太郎君)つぎの三項の徴税費三目

の市税徴收費八千円の追加でございます。内訳

は市外のうの税金、徴收の振替貯金割引手数料

料の支払五千円、同じく市税の還付納として

加算金としまして三千円、つぎの方四の奨

励啓発費の内納期前の納期の報償費並に

納税組合に對します奨励金の不足額、合計一

て三万円、前、市税徴収費の八千円と合せ  
二万八千円の追加が必要です。賦課として一  
目の滞納処分費を二万八千円更正して賦課  
としてございます。

・総務課長(克戸 貴君)三項の市振込費につきま  
て九千八百八十円追加しました。これはベリニ  
ハム市と当市の間に姉妹都市の関係を結い  
ましてこれに用いた通信その他に至費として  
計上した次です。

以上が出更正予算額は四百九十九万四千五百十  
円にすぎません。

次にオ入について説明申し上げます。

オ一、款の市税ですが三十七万八千円がタバコ消  
費税の追加として計上したもので、丁一、末收

入額は十月末まで、ございませうが一千三百三十  
六万余円ございませうので今回追加賦課として  
提出したものです。

才三款の国有提供施設等所在市町村助成交付金  
百四十二万七千円追加しました。これは十二月  
の法定額でこの額が交付されましたので計上  
しました。

才三款の地方交付税に於て普通交付税が八十四  
万九千円、特別交付税を三十七万三千円追加  
賦課としました。普通交付税の昭和三十三年  
度分の法定額は六千五百一十万円です。今  
今回八十四万九千円を賦課に使用して全  
普通交付税の年額に計上してございませう。  
特別交付税につきましては目下県において

算定中のすのでこれは見込みとして計上  
— ました。

方五款の使用料及び手数料で五万六千円計  
上— ました。二月は婦人館の使用料とし  
て先程ご議決をいたしましたが桑例によつて  
の見込額を計上— したものとす。収入証紙で  
三万六千円計上— してございまして今年四月か  
う手数料が三十円でありましたのが五十円に  
法譯が改正になりましたのでその差額分とし  
て— 計上— ました。

方六款の国庫支出金は五十八万四千七百円です  
がその内四十九万四千円は災害による大買橋  
と香地邑の護岸用に関するものとす。七十万  
七千円の工事費に関する大割強の助成金です。

才三項の委託金として五万八千円計上したの  
は統計調査の委託料（手数料）でございます。

才七款の果支出金で三十二万五千二百円の内十  
四万九千円の農林費補助金として計上してござ  
います。が台風二十一号二十二号による被害施設の  
復旧補助金として共同補助金分として四百五  
千円、共同事業購入分として十万四千円、農  
林補助金です。

教育費補助金として婦人会館の建設補助金  
十五万円、今館建設三百万円に対する果の補助  
金として今回交付をうけたものであります。

才八款の寄付金は四十一万五千七百五十円、こ  
の内土木費寄付金として計上した二十万  
円は那古の舗装工事費四十万四千円に対する地元

の寄付金でございませう。

衛生委員の寄付金として一万五千円、解形地邑に作りまゝたゴミ捨場の設置委員の三万円に對する地元寄付金でございませう。

水産委員の寄付金として二十万七千五百円、先程支出の時で説明しまゝを復旧費に對する二分の一の地元寄付金のす。

以上支入総額四百九十九万四千五百円。

○議長(石井深君)ご質疑ございませうか。

○三四番(高橋文治君)才四款の土木費の内新設改築委員の二十八万円の土地購入につきお尋ねします。

もたろん議案には賛成するものですが参考までと……これは那古の道路を改修するに當り土地購入費が八千円計上してございませうが

坪どの位で購入されたか、その実お尋ねいたします。才ニは七款の公民館費一五節の光熱水費四千円計上してございまして、これが又私乗車には賛成いたしません。市、教育長さんもお認めになつておられます。受入れられることになつております。今度、小学校費に計上されておられます。せんが、なにかこれは予算の才入才出がどうなつておられるか、その実お尋ねいたします。

社今五の労働施設費の保育所でもちろん保育園が厚生関係であり、幼稚園は文部省関係であること、然れども承知しておられます。幼稚園の方は小学校長が園長を兼任しておられます。保育所の方は厚生省関係のわが市にありません。市の職

買主が園長をしておられますがこれは保育園  
といひ、幼稚園といひ、教える内容は全くと同  
じでありますので直接関係の深い小学校長が兼  
任してございませうか。その点をお尋ねしま  
す。以上三点了です。

建設課長(新井重助君)をぞいまの土地購入費です。今  
こゝに手持がありませんので調べましてご報告  
いたします。

三四養高橋文右君)土地購入費をお尋ねいたしますのは実  
は私の方で現在失業対策道路工事をやっております  
、ておりますがこの土地購入に当り市の方の  
買える予算は九万円になっております。九万で  
は登記書の買収価格よりも少ないと思ひます。実  
際、<sup>売</sup>買主が私の方では反当り二十四万で買収し

ております。そういう関係で価格は地えで負担することになり、ておりますがせ、かくや、ていたがくので実際の価格で予算を計上するのが妥当でなかろうか。 前の市令の時も小

沢議員が三十三年度の天業対策事業は地え負担が六〇万である、この六〇万を市で負担し完全な都市計画税を徴収した方がいい、トヤないかと小沢議員もい、ておられた。私も地え負担はその様に出さないで都市計画税をも、とどうにかしてと申上げましたのでこれに對して日考慮するといふ答弁でしたので実際の買収価格でも、て買えないものかどうかとお尋ねにわけです。

建設課長(新井重助君)地えの要望が非常に強いので

それと答へまして当局は工事を施行します  
ので普通の売買価格で實際買うということは  
現在まが考えとおりませんので将来の事に  
なつております。特に果道地その地につま  
まして果道の標榜を書きかえ道路の買収等  
におきましては五〇%の負担であるの  
で、果道の買収につままして六〇%の市費を  
出しております。以上の状況ですつて地元の  
人々にも特に公共の爲れとお願ひいたす方  
です。

三四番(高橋文治君) 良くわかつておりますが、  
都市計画税を出すかうにあいて全く都市計  
画税なるものは市の中念旧市の方へ支出さ  
れて都市計画道路を作る場合は全然出さな



いたい……。

。橘社事務所長（長谷川広治君）保育園長の兼任関係についてご説明いたします。

当初は私ども野政関係の上から兼任をいまして参、そのひですが教育委員今の方とも早急に協議し……。

。三番（高橋文治君）保育園の園長の問題ですがおま  
ーかえがなければ一番関係の深い小学校長に兼任させる方がい、と思えます。市の方の法を……（発音不明瞭につき聴取不能）……改正の公的な  
ども、て……っけないのであります。

私は小学校長が出来るものなら兼任された方がたいへんい、んいやなろうか、こう考えま……  
てお尋ねしなわけです。

○三番(望月暉作君)……(發音多く聴取不能)……災害に対する補助金はどうか、私は大分……(發音不明瞭)……聴取不能)……もし、と災害復旧に対する相当道路がこわれておられます——産業活動も滞りつけられておられますので、今後は果の補助としてはありませんが、こう考えます。ただこれは市道ではありませんが、この付近ですと高井に行く道路がぬいぢいで、こゝで、極めて非常の場合には市でもちろん……、又他の<sup>果</sup>道を通りますと市が早く改修して通るようにしてもらうというのと、全能力をそ、いでもらうたい。お願いいたします。なお先程甲上げました補助金、問題につきましても……。

○建設課長(新井重助君)お答えいたします。災害の場合には市町村に限り十万円以上の復興工

工事費を用ずる場合には補助がございませぬ。それ  
— それについては原形回復を基礎といたしま  
— してとるのびして従来何ら構成物のない所え  
— 石垣を作るとかいうのは認められないのでし  
— てそれを除きまして十万円以上に対しては国庫  
— 補助がございませぬ。それ— 高— 一メートル未満  
— の坪とかあるいは十一メートル未満の道路につ  
— いては改修いたしません。以上の他の災害のもの  
— のについては極力補助の申請を— てや、てお  
— ります。本年度は災害が少なくしてミケ所の予  
— 定をして今回復旧に要— します橋梁護岸等の  
— 工事費といたします。なお補助率ですが工事費  
— に対しては事務費として五%の費用が参りま  
— す。その他補助率は工事費と事務費と合せ

た頼に對し六割五分七厘が補助費でございます。  
 これ以上はくれなはいということになっております。  
 なお先程の高井の道路のすがこれは県道で  
 て土地その他についてはちよつと県の手に伺わ  
 せたと……政修その他果實を用います工事  
 の場合は事業費の四〇%です。あるいは橋梁の  
 け替えの場合は五〇%です……舗装の場合は  
 これも五〇%の資金が必要で、以上のような  
 状況でありますのでなるべく公共事業費をも  
 もつてまゝめて地方の負担金のない様を持っ  
 ていきたいと考えておりますのでその点につ  
 いてまゝでも市長さんが極力お骨おりでござい  
 ますので各通信のらいろく希望がございます。

のニ五養菽生田七郎君) 中学校費の管理費八万円計上

まわておりますすがこれはおそろしく大風の被害  
の修理だと思ふんですがこの際教育長さん  
は、まじりご言明ねがいたいことは今日午前中  
の我々文教委員協議会においても議題、問題と  
な、たのびすが豊府中学校なんですが先般我  
々委員が各地を視察しまゝてあそこはどのど  
か。甲学校の二階の柱がゆがんである、その間  
に大きな穴があいてある校舎全体がゆがんで  
ある。それで非常に危険に思われたいです。学  
校の先生も大風が吹くと生徒諸先生も逃げ  
出すとあそこにはいないと申してお  
りまゝを必ずしも誇張な言葉ではないと思  
います。さて大風の場合それはい、のびす  
がもし大震でも起ると場合大まな子役先生の

人命問題が起ると思つたんです。がいくら補強  
 したという話は受けたまわ、そんなはずは  
 ー補強位ではあのような現実では我々は非常  
 に不安なのであります。根本的には建公あす  
 のです。がーかーその向の補強政策まづ  
 絶対と甲さなくとも万全を期してある。それ  
 が為に必要な金があればこれも出して子供  
 先生の命の危険と甲します。これを一つ完  
 全に守りぬくんぞというところをは、まじり  
 言明わがいたいと思つたんです。

教育長(工藤和平君)豊寿中学校の危険校舎に準  
 ずる状況についてはお説の通り私共十分承  
 知してあります。従いまゝして学校当局から  
 すでに話がありまゝに時に非常口の増設を

や、そのであります。なお文教委員さんの方  
向回りになつた直後に約二十万円ほど記憶  
してあります。金が投じまゝに成急の補  
強工事を実施してあります。将来について  
も十分考えたいと思ひます。(了解)と呼ぶ者あ  
り)

三番(小沢太郎君)災害補助費の關係でお尋ねします。  
昨年船形西海岸の道路の改良化について関  
係支局に……台風二一号で約三十メートルの護  
岸が撤回して十メートルの道路の半分は土砂が流  
れ私は各風の翌日復所の者へ災害の状況率を  
報告して復所の者が災害の申請をしてやるとい  
うことと承知しておつたのであります。もちろ  
ん原案に対し反対するものはございませんが

船形地区の災害は災害の査定に入らなかつたのであります。更陳に災害申請をしてもや、たのかも、これに災害査定の中に入れられなかつたか、どういふ理由で改正されたか、これをお伺いいたします。

。建設課長(新井重助君)お答えいたします。

船形の護岸工事ですがそれはやはり国庫補助に對象して申請する課程の承認を受けております。三十四年度の工事する箇所は護岸工事、これは(雑音多く聴取不能)……それから橋梁大貫橋が通行止になつておりますので。二件は特に果の方に優先的に工事をしてもらい、から補助してもらいたいと申請して、今日進めたいと思います。船形に付きますのは排水港の補助の認定を得まして要請したいと思ひ

ます。

。八番(田村喜兵衛君)水産養育につき主管課長にさし  
たいと思ひます。

主管課長はさ、ま西岬の方は倉庫補助はうけ  
られないという説明ですが私の考えとしてほ  
他の金額は災害工事費の内伊東港は十八万  
千円あります。一千円あるなら補正というのは  
国庫補助は十五万円以上合計は復災の対象になる  
ということは国のためであるとは私は思ひます。  
この点主管課長の説明をわびます。

。商工水産課長(羽山房雄君)お説の通り十五万円以  
上は対象になつておりますが伊東の場合  
船着場が十一メートル三十、それかう淺深が三メー  
ター五十、三百十四立方メートル港内の埋没

の浸漬をこの前の災害査定の際に実は査定を  
受けただのであります。まゝ古い文書が旧  
西岬村当時の文書が見当りませんのでその際  
査定の除外になつたのです。そういう関係か  
らうして實際のその港を良く利用するにはどう  
しても浸漬を必要とします。今日補助と  
とつてと考へまゝして十萬一千円の経費を  
計上して<sup>又</sup>おびびります。

○八幡(田村喜兵衛君)西岬港に対しての問題は水産  
委員会に於てきめられたものは大体この乗案に  
賛成するものであります。が大體工事費の三  
分の二が地元負担という説は私は水産委員  
今ひと記憶してあります。がいつ変更したか。

○商工水産課長(羽山房雄君)いろいろ財政関係等調

べまーで持んくの關係四港の渡協の組合長  
まん方ねお諾りまーまーでそれくお承知を  
いただいて寄附金を上げるわけです。

二人番(鈴木市蔵君)市政所費の自動車の修繕料  
これに内運性がありませんから一言……

自動車の修繕をーてみるとこれは館山市の  
道路が悪いのか、ちよい／＼まくんひすがどう  
いうわけでもって館山市においては自動車  
の修繕を一定の工場へ何年この方やっておら  
れるか。この実ですが又運転手当りなると  
市長まんの乗られる車はあの工場でなけれ  
ばとても修繕がすることが出来ないと、この実  
は良くわかるんひすが全部の車が一定の工場に  
行、てある。値段の問題も他の工場と打合せ

をーてみたことがあるか又見種をとってみた  
事があるかとの更を伺います。

。秋書課長(山谷利親君)東用車の修繕 現在は神明町  
の久和工場の方にお預りするわけですがこの  
理由とーまーでは大和の主人が以前千葉の勝  
又自動車修理工場(勝)におりまーて外車に對し  
ては相当修理の経験があるのではないかとす。  
なほ地にも市内には業者はあるにはあるんじ  
すがたが今市の東用ーている車は二台とも園  
産車でありませんで備西においそれと他の  
修理工場においては向合わないのです。  
これをたがちに他の修理工場にたのんで修理  
を円滑にやる為にはどうーても一年又は二  
年位づけて修理をおねがいするといふ事

交渉し、まゝに受け下さるかも知れませんが、そのつど今日は甲の修理工場へいって、さ  
直ぐにおいで下さいと、又明日はこの工場へいっ  
ておいで下さいといつても心よく受けたく  
れないと思うのです。又和自動車修理工場  
におきましては今まで相当謝向やつてお  
りますので、市の車のこゝが悪い。そうい  
合にはその日に部品は東京に手を回せば、向場  
合の場合いそがしくともすぐ修理して明日の  
使用に差つかえないように、時により夜業で修  
理してくれる。ので現在は東用車に限り地  
方はは、まりわかりませんが、大和でやつてお  
ります。一定の契約書はないので、大和の  
方へ頼んでいる次第です。

○一八番(鈴木市蔵君) 答 井が変なんですけど、他の工場へ行つてこういう仕事をやるだけの技術があるかないかということをお伺ひ、その事ありま  
すか。いま一つは他の車もどういふわけ  
一つ、の工場へや、てあるか。

○秘書課長(山谷潤昶君) 最近他の工場において  
交券する事はありません。たゞ運転手の  
并をまゝ、ますとある時にはことわられ  
こともある。それはやれないといふんじや  
ないと思ひます。その備品がすいには間に  
合わない。さういふこととわられると  
思ふんですが、その他に、つま、ま、ては主  
管が  
違ひますので……。

○建設課長(新井重助君) たゞいまの問題を答へいた

します。

建設課のトラックニ台も時々修理いたります  
がこれはエンジンを外観からみまゝに塗装、何  
するで費用が違ふのですがこれが安いからとい  
い、て安い方にお頼りする。こんど腹を割って  
甲を調べますというろく、部品が足らないとい  
うのでとりのえる場所が相当変、てきますので  
最初の見積りでど、ちが安いど、ちが高いと  
決定しかわるので特に普段面倒を見ていた  
く大和マんに持、てい、て見積りをとる。こ  
の場合やはり部品が相当か、ります。その  
関係でどちらをと、てということはち、と私  
ども考えが、かわるのですが塗装いたります  
ても三ヶ月に塗装いたりますあるいは七干

月ですと三千円の塗装がい、か七千円の塗装  
がい、か。これもすま、と考え、かねるのです  
が三千円でやりまゝの場合には簡単な塗装  
でございませぬ。以上のようなわけを、ぞ見  
りだけさくらうべとどちらをたのむとは決定  
し、かねるので親切のある所へも、ていくと  
この、莫でござ承ねがいませぬ。

。二八番(鈴木市蔵君)私は車の、そう、いうのは専門的  
ではないんです。現在の建設課長さんはもう  
専門的な人だと思つております。ぞがいまの  
三千円、塗装と七千円、塗装の、ぬり方とど  
ちうがい、か、わ、か、ら、な、い、と、お、し、ゃ、つ、た、よ、う、で  
す。が、私は、全、て、そ、う、い、う、こ、と、に、対、し、て、は、三、千、円  
と七千円の、ぬり方は、当然、区、分、し、て、入、札、と

か見積りをとるべきかと思う。一つの車を  
いくらでやるかといえは安いとごく簡単高  
いと非常に良い、どの程度のものといつてま  
めてはじめて見積りをとるべきか常識な  
やり方ぞと解釈します。今ひとつ兼用車  
の向題ですが、鎌山市にある自動車屋は修  
繕で飲を食べております。やれなはいとい  
うことは全んどないと思ひます。が、この「実を  
良く研究して一般の自動車工場にも利を  
もたせると、いま一つはのいさびなく又安い  
家も高い家もあると思ひます。が、一つ良  
く検討して自動車の修理をあまり一年間の  
予算が嵩かと思ひます。又自動車のボリリン  
うにしているが、またい。又自動車のボリリン

グローブでも私は随分やってあるのですが全  
 んどミートトルのボリーリニグの場合は運転研  
 の主場の結果これとくというふうな話合、  
 てボリーリニグする場合は全体に他のとをわら  
 ないでそこだけを修理してよすのがメーカ  
 ーのことであつてあとからもし修理の出  
 てくるというのは少一運転手の手落ちと私  
 は考えてあるのですがこの良さを良く研究し  
 て今後なるべく安くまわいにもちの良くと  
 天公車と約束してお預いといと思いま  
 す。

○三五番(教生田七郎君)車に肉連性があるんですが  
 本さんがおっしゃる事は全面的に賛成ですが  
 私はこの辺でまあいいかと市長さんにおい





八番(田村喜兵衛君)今あなはこうお、ーやるけ  
ども今度の向題は大きな向題ドヤないというが  
水産費程地えが莫大な費用をもつて……(テー  
ー切断、為聴取不能)……

三九番(松本藤太郎君)徴税費の特殊勤務の金が二万八  
千円もけず、て外に持、てい、ておるのぢす  
納税のオ三期更にはオ四期納税期がぬかえて  
おるのぢすか、こういう勤務手当を二万八千円  
も減らすということとは相当明るい見通、があ  
るのか、あるいは最初過大に予算を盛、つも  
のであるか、その英さぬとつお聞かせ願、いた  
と思ます。

建設課長(新井重和君)お答えいたします。

重要幹線の一と工事の費用に對、ま、て地え

負担金が必要になります。所一変もかゝらない事に  
公してあります。現在や、ております。沿岸  
工事は、下町から下流に向、てサガの方  
一行、てあります。これは昨年度都市計画  
道路とする地契といまして、この原案に  
沿いまして、果の方の補償を合せて実施して  
おります。毎年継続でや、てありますので、そ  
の契、よろしくお願ひいたします。総額約七千万位  
です。

それから、三月五日の都市計画の工事請負費  
から五千万円、固定公園の方にも、ていく。こ  
れは今年度の工事は、臨時失業対策事業と一  
般公共事業を合せまして、四百五十万や、てお  
りますので、固定公園の方、一五〇万、余りますの

でも、固定公園は足りないのでありますが、それだけ  
かゝりますので、も、ていまして、思います。  
。税務オニ課長(伊藤幸太郎君)差押えの、手当の件で  
すが、ご承知のよう、に当初予算の、再、に、を、費、を、大  
体、前、年度、の、実績、その、他、を、勘、定、して、当初、予算  
を、細、ん、ご、の、び、す。、一、の、一、の、び、ら、う、徴、收、率、が、非  
常に、進、ん、び、参、り、た、が、て、差、押、え、件、数、とい  
う、もの、も、あ、る、程、度、減、つ、て、ま、ま、一、の、と、一、件  
一、件、の、支、給、手、当、の、び、す、が、一、(発、音、不、明、瞭、に、つ、き  
聴、取、不、能、)一、手、当、の、支、給、の、び、す、が、例、え、ば、給、与、の  
差、押、え、とい、う、点、に、つ、いて、は、一、応、条、例、の、上、の、は  
支、給、は、可、能、の、び、す、が、私、共、と、一、ま、一、て、は、強、引、な  
手、続、ま、が、多、い、の、で、三、十、三、年、度、に、お、き、ま、一、て  
は、その、よ、う、な、場、合、手、当、を、度、敷、一、の、い、よ、う、に、と

進んで参、そののである程度職員手当てが浮いた  
わけです。

○二九番(本麻太郎君)エ本課長さん今年七丁万便、  
そののですか。 継続のすか(「継続ですと呼ぶ者あり」  
どの位の継続のすか(「十一年計画ですと呼ぶ者あり」)  
十一年向五年平均七十万づつやるののですか(「ま  
ようです」と呼ぶ者あり) そうのですか。

○議長(石井 潔君)他にど管疑いございませんか。

○三番小沢太助君今八番議員のう高崎漢亮の建  
設課所管という…… 私今考えますのうに

オミ漢亮はこれに對し干葉果知事バ果て  
管理委員今の条例を制定してある。 管理  
委員今も設置する時には例規集において  
は当然市町村の管理委員今を掲げて市町

村長は勞働大臣の許可を得て更に管理委員  
員会を設置して管理条例を市町村の条例  
に於て制定することになり、ておりました  
果に於て管理委員会条例を果の助成課へ  
……(難音多く聴取不能)……従って今後その  
ような条例が出来てくる場合には果の助成  
課との関連性もある——水産課が当分こうい  
う事務を取扱うことはい、んじやないかと。  
。三 齋吉田勇治郎君)今の漁港問題ですが色々見  
解の相違がありますので一つ意見を述べさ  
せていただきます。

一種漁港特に我々西岬一地域の問題であり  
ます。がゆえに我々は口をはさむというこ  
とは心苦しく感じられるものですがある程度ま

での希望だけはのべてあかなければならぬ  
 立場でありますのでのべさせていたれども  
 す。要するに西岬地域というくの狭められた  
 考えになりますが要は市長が管理者である。  
 これは一応その範囲に市長の管理について  
 本来は権利があつたのであるが時を同じひ  
 うしてたましく市町村に移管してはいかん  
 という法金のもとに市町村町長に移管され  
 たもので他の大まな湊港等当然同等に今後  
 ともて買収とかあるいは拡張とかの場合の補  
 助率に於ては市は同等に取扱つていねども  
 たいと希望するものです。その奥主管課  
 長さんは良く検討されて買収問題、拡張問題  
 が生る場合は船形あるいは富崎湊港と同等の

補助率をもつて処理される事を私は強く要望するものです。又小学校の問題でいろいろまげられておりますが、まづ教育委員会の婦人今館問題の中に糞尿処理費として二千円追加予算に計上してある。これは私らが小学校の先生方からあるいはP.T.A.の方々のうらみとよるところによるところの予算をまづ何人位の見当で常時婦人今館にふるかと、いうことがまづ疑問になると思ふのです。これ小学校の場合にふるますと百五十人位の小学生が毎日通つてゐる。又糞尿処理の割当を総合するような状態だと数字的には若干変つてくるかも知れませんがその程度に匹敵するのではなからうかと思ふ。この裏

に於いて教育長さんに私達要望するところは  
立派な人々への出入する所はすぐ完全に糞尿  
処理の出来よようにする。小学校などは無  
理してもP、T、Aへのコイオケをかついでまて  
処理するということ考えからしてこれを同率に考  
えて今後処理していただきたいと思います。ご  
承知の通り百姓の少い位あってもあの汚物を  
喜こんでもうう人がなくなると非常に学校当  
局は困ってあります。この機会においてお  
願いして又今後どうするかというご返事を  
いただきたいと思います。それと道路の間  
題ですが市道は良い傾向になつてありま  
すがまだそれとても完全とは申されぬ状  
態と思えます。特に県道においては私達

の地域は特産物が多いのであります。東  
本工石でも、て館山までくると千葉、東京  
に行、な位人間や人がくたべれるという現  
状であります。それを通りぬけにカバー  
する為には何がかも、てきてカバーしてくれ  
次の雨が降ると田のような状態になるので  
それを何回となく市長さんに要望している  
のであります。果当局は金もない、市もな  
い今日何んとい、ても万民に歓迎されるのは  
道路問題でありますので、これを何んとかか  
こつけていたを、こつたい、こうお願いするもの  
です。以上。

議長石井 衆君、他にど懷疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石井深君)が異議なしと認めます。

よってオ六八号オ六九号議案は原案通り可決  
決定をいそぎました。

○議長(石井深君)つづいて日程オ四に入ります。その  
前に報告を甲上げます。

オニ甲学校関係及び農協会館関係の陳情書  
はそれぞれ提出者より一筆が撤回いたして  
という申出がありましてそれでそれご了承  
まいた事を報告申上げます。  
つづいて日程オ四陳情書請願書四件を提出  
いたします。

(書目 記 朗 読)

陳情書 豊房中学校教室増築おについて

陳情書 西岬簡易水道について

請願書 神戸支名地已道路政修方について

・ 才田中學校特別教室建設方について

○一〇番(山口彦治君)豊春中學校について陳情書が出て  
あります。趣旨はこゝに書いてある通りで  
すが三十三、四年度に文部省から産業教室の指  
定校になりまして、そので誠にこれに慥心して教  
育するにつまびらんとも校舎がないので陳情し  
てわけを述べました。承りて何今の採択あらん  
ことをよろしくお願ひします。

○三〇番(安西政治君)坂左向の簡易水道ですが紹介議  
員として一ツが説明いたします。

内容は大体陳情書に書いてあります。が先般  
和田の偏染病流行などから考えようとして非

常に水の少ない部落は過去においても常に伝染病の危険にさらされつづか、ておるので特に考慮を用いたのじじいいます。これにつまりてはすびに当部落に簡易水道施設委員会を設けて水源の環境等調べ七月頃西岬中学校の軍の井戸に無限に水があるといううわさをあり市当局にお頼い水量検査をいた結果汲左向部落で使うのは不足であるという結論になりました。その後県の簡易水道予算が余り利用したという声がありかような状態で延びていた所どうしても地元に於いて水がなくしては生きていけないという叫びや気運になつてきました。又自合達が多額の経費を投じまして掘抜をやり水源を見つけたので

す。それは果の幹旋によります。堀江研究所  
のスイトリバツチがまゝしていろく地質  
調査を——木更津の小倉工務店に試掘して  
いたが、その結果水量検査を一週間ほど渡り  
行い新しく使用しても水量は絶体だいでま  
うぶという結論になり陳情したわけだ。審  
議の上で採択あらんことをお願いします。

○一九番小谷無違君 茂名道路の改修請願につき紹  
今議員の一人として皆さんの御了解を得たいと  
思います。

ご承知の通り茂名は三十戸ばかりの小さい部落  
であり議員さん方々も知っている方知らぬ方  
もあるかと思えますが神戸地区から鑑山市に  
通ざる道路は国道一本の外ないのであります。

つままりては先般市長の協力を得まりて照尾山新道が出来ようやく茂名を通りまりて宮城にぬける道路が出来ます。先般の風水害で一本の道が撤去されました。最近ようやく市の工事によりかろうじて目下リヤカー位は通るようになってあります。コーセー、かく数年に渡りまりて照尾山の市道が完成され国道に変わるべき道路が茂名に通じています。悲しいかな現在の有様ではトラック一名安心して通れないのです。カーの事もあります。先般ようやく風水害による交通遮断以後使えるようになって、なんです。ですが補強されたとはい、なから、道幅が狭い為、早急の場合の用事がとどこ、おら

ないと思ひますのでこの際片側は田になつて  
あります。田に面してゐる方の農水道、です。ど  
ぶのような細い溝があるのです。その溝にふ  
たをするとかあるいは改良してゐた。だけば  
心してトラック等が通れると思ひます。その  
間約三百メートル位の距離ひす。せいの一つ早急  
に舗装してゐた。たゞ、せいのところ考えては、自  
身の御了解を得まして請願書のひ探取あうん  
ことを願ひたいと思ひます。

一七番(小沢恵太郎君)オ四中学校の紹介今議員の一人  
としまして願ひ申上げます。

三丁年度に九重、鐘野、西中学校在統合し充足  
いまして、まうて、かう市き局の計いで差々整備  
されつゝ、あるオ四中学校であります。現状

におまゝにして、え、細かく申うべうれてお  
ります。よろしく三教室特別教室が不足して  
いるのは、實際教育の上には、多大な支障を  
もたらして、ある現状であります。癸、足  
当時から、わは、お願ひ—たか、たか  
でございますが、至貴のあまり、嵩みま  
すので、遠慮申上げまして、今日までの  
おでございます。せん、この現実を、推察  
下まいまして、御採扱ありんことと、お  
願ひ申上げらる次第でございます。

議長(石井 深君) 本陳情書ニ件 請願書ニ件 採扱す  
ること、に、異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石井 深君) 異議なしと認めます  
よ、て採扱いたします。

豊房中学校の陳情書才四中学校の請願書  
は教育委員会にそれから西岬簡易水道の陳  
情書および神戸美名道路の請願書は市長  
にそれぞれ送付いたすことになり異議をい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井 潔君)が異議なしと認めます。  
よって以上の通り決定されました。

議長(石井 潔君)以上をもちまして全議案を議了い  
ました。

長時間に渡りありぬとうございまして。  
それをもって閉会といえまして。

午後四時三十分閉会

昭和三十三年十一月二十二日

一 館山市議會

館山市議會議長

會議錄署名議員

同

白井 潔  
澤 大  
田 中

十五  
〇

